

齡級別面積

齡級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	合計
カラマツ 区画面積(ha)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	10.42	42.56	76.39	66.94	77.29	0.30	0.00	0.00	0.00	0.00	273.90

中部1東信・真田樹木採取区森林資源等状況一覧表 凡例

項目	表記	内容
施業群	小分	小面積分散伐区施業群(伐期齡以上の林齡で皆伐・新植する施業群)
	人複	人工林複層伐施業群(伐期齡以上の林齡で複層伐・新植する施業群)
権利関係	共	普通共用林野
面的な複層状態に誘導する小班のまとまり	面複	一塊の採取箇所面積が2.5ha以下で複層伐が可能な区域
保護樹帯の設定		国が当該箇所最低限設置する必要があると見込んでいる保護樹帯
	ア	尾根、溪流沿い等で国有林野の有する公益的機能の維持増進に必要な箇所
	ウ	隣接する林分(民有林を含む。)であって公募時点において樹木採取権の存続期間中に主伐が予定されているものとの境界に当たる箇所

備考

- 「区画面積」は、表示方法A及びBにおいては区域位置図における各区画のGIS等による計測値、表示方法Cにおいては森林調査簿の小班面積です。
- 「区画から控除する雑地面積」及び「採取可能面積」の算定については、別紙8「権利設定料の算定方法等」別添「採取可能面積の算定方法等」とおりです。
- 「ha当たり伐採材積」は、林齡、主伐が可能になる伐期齡、現時点の連年成長量、伐採率等から採取時の材積を想定できるよう、参考に記載しているものであり、実際の材積を表すものではありません。
- 「摘要」に記載されている基礎額算定林分は、国において収穫調査を実施しています。このため、樹木採取権の設定後、当該箇所において樹木を採取する場合には、収穫調査を行う時間を要しません。なお、基礎額算定林分に係る収穫調査結果の有効期間は令和6年7月8日までです。
- ☆のついた項目は、別紙12「中部1東信・真田樹木採取区の国有林野の管理経営に関する法律に関する法律第8条の14第2項第1号の樹木の採取に関する基準」で示したものです。
- その他表記事項についての凡例は以下のとおりです。
- 区域番号及び区画面積以外の情報は、令和3年3月31日時点の森林調査簿によるほか、それぞれの区画について樹木採取権制度ガイドラインについて(令和2年4月1日付け元林国経第177号林野庁長官通知)、地域管理経営計画及び国有林野施業実施計画で示された考え方にに基づき示したものです。